

「自然再生推進法施行後5年の経過を受けた検討」の実施状況等

1. 「再生法施行後5年の経過を受けた検討」の進捗状況等

- 再生法施行後5年の経過を受けて、関係省庁を構成員とする自然再生推進会議の場を活用し、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき、より効果的な事業推進のために必要な措置を講ずることとしています。

[自然再生推進法附則3（検討）]

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- このため、これまでに「現状課題の把握・整理」について、文献調査、自然再生協議会へのアンケート調査及びヒアリング調査、日本学術会議との意見交換等を踏まえ、検討を行ってきたところです。

<詳細は資料3～7参照>

- 今後、この現状課題を踏まえ「必要な措置の検討」を行い、平成20年3月末を目途に取りまとめることとしています。

- さらに、この結果を踏まえ、主務省庁が「必要な措置への対応」を行うこととしています。

併せて、この結果を踏まえ、環境省が「自然再生基本方針見直し（案）の作成」を行うこととしています。

なお、自然再生基本方針（案）は主務省庁で協議をし、その後閣議決定することとしています。

2. 再生法の施行状況

○平成15年1月の再生法の施行以来5年が経過し、この間、民間団体、地方公共団体及び国などの呼びかけにより「自然再生協議会」が組織化し、現在全国19箇所で設置されています。

○これら自然再生協議会には、行政に加えて、地域住民、NPO及び専門家など地域の多様な主体が参加しています。

〔 協議会構成員数（全国合計） : 1,160（個人・団体）
1 協議会あたりの構成員数 : 平均61（個人・団体）（最小20～最大124）

○また、既に16協議会において「自然再生全体構想」が作成され、また8協議会において14の「自然再生事業実施計画」が作成されています。

〔 「自然再生全体構想」作成 : 16協議会
「自然再生事業実施計画」作成 : 8協議会（14実施計画）

3. 第三次生物多様性国家戦略（自然再生）の概要

○第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日策定）において、自然再生推進上の「現状課題及び必要な措置」を次のとおりあげています。

(1) 自然再生の着実な推進

- ①実践事例を通じた技術の向上
- ②自然再生に関する普及啓発活動の推進

(2) 自然再生の新たな取組の推進

- ①全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進
- ②民間団体や民有地における自然再生活動への支援

<詳細>現状課題及び必要な措置(例)

第三次生物多様性国家戦略において抽出された「現状課題等」は次のとおり。

(1) 自然再生の着実な実施

① 実践事例を通じた技術の向上

現状課題	必要な措置(例)
○関係省庁の連携と多様な主体の参加・協力のもとに <u>自然再生事業を着実に実施するとともに、自然再生の取組をより効果的に促進すること。</u>	○科学的知見や順応的管理による手法の体系化を図り <u>技術的知見を蓄積すること。</u> ○事業実施により <u>想定される様々な効果の評価のあり方及びその手法を整備すること。</u>

② 自然再生に関する普及啓発活動の推進

現状課題	必要な措置(例)
○各地で実施されている自然再生の取組への <u>理解を広げ参加意識を高めること。</u>	○自然再生の取組が必要な地域において市民参加型自然環境調査や環境学習の推進などにより <u>普及啓発活動を実施すること。</u>

(2) 自然再生の新たな取組の推進

① 全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進

現状課題	必要な措置(例)
○国土の自然環境のあり方に関する <u>長期的なビジョンのもとに、自然再生を計画的に実施していくこと。</u>	○全国的、広域的な視点による <u>自然再生の方向性や具体化の方策について検討すること。</u> ○各種情報等を総合的に分析評価し <u>自然再生の必要性が高い地域を明らかにする手法を検討すること。</u>

② 民間団体や民有地における自然再生活動への支援

現状課題	必要な措置(例)
○地域の民間団体などの参加、協働という形をより一層 <u>活発化させていくこと。</u>	○民間団体などが、再生対象区域内の民有地を含めて自主的かつ積極的に活動する場合の <u>支援のあり方を検討し実施すること。</u>

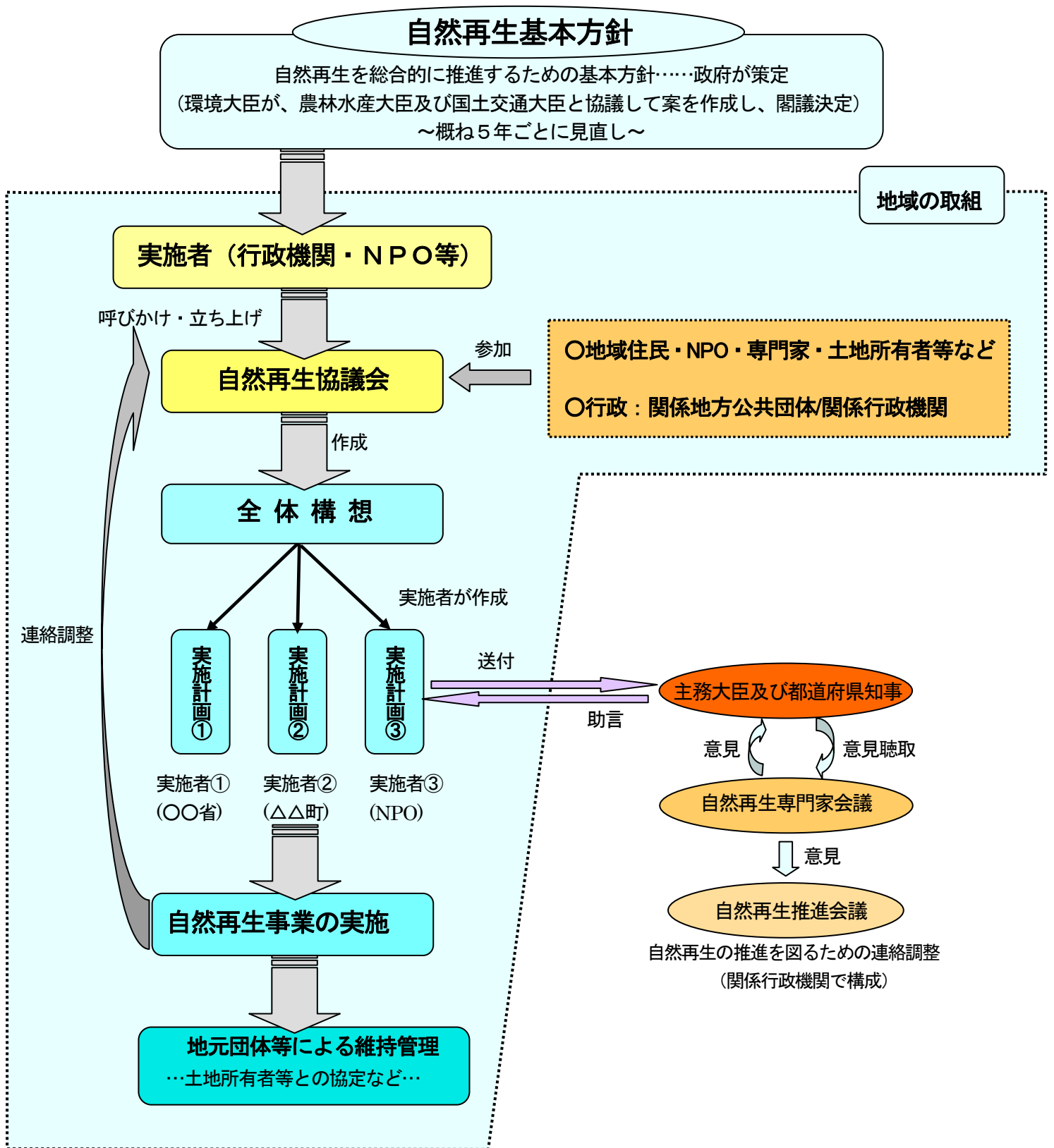
4. 自然再生専門家会議における主な意見

これまでの自然再生専門家会議における「自然再生の枠組み」に関する主な意見は次のとおり。

- ① 自然再生は始まったばかりであり、事例の積み重ねが必要であること。
- ② 将来にわたり常に人為的な働きかけが必要とならないよう自然の復元力やサイクルを考慮すること。
- ③ 事業実施地区の上流側だけでなく、海域も含めた下流の生態系とのつながり、沿岸域も含めた流域圏との関係も考慮すること。
- ④ 効果的な自然再生の推進のためには、国土全体という広域的視点による取組が必要であること。

自然再生推進法の概要

NPO を始めとする多様な主体の参画と創意による地域主導の新たな形の事業—自然再生事業—を推進



1 再生法施行後5年を経過した場合の検討 (スケジュール)

自然再生関係事項

○第三次生物多様性国家戦略
策定 (H19.11.27閣議決定)

○自然再生推進法施行後
5年経過 (H15.1.1施行)

○自然再生基本方針
5年経過 (H15.4.1閣議決定)

自然再生推進法施行後5年経過した場合の検討 (法施行状況の検討、必要な措置の抽出)

主務省庁による検討(自然再生推進会議)

■法施行状況の把握・分析

○文献調査(～1月下旬)

・全体構想、実施計画、協議会資料による進捗状況の整理

○アンケート調査(調査期間12月下旬～1月下旬)

・自然再生協議会アンケート(構成員向け、事務局向け)

○ヒアリング調査・意見交換(1月下旬～2月中旬)

・自然再生協議会ヒアリング

・日本学術会議自然環境保全再生分科会(意見交換)(2/19)

■現状課題の把握・整理

■必要な措置案の検討

■検討結果(案)作成

■検討結果取りまとめ(○自然再生推進会議)

自然再生専門家会議 の意見

○自然再生専門家会議
(11月12日)
<現状課題への意見>

○自然再生専門家会議
(3月3日)
<検討内容への意見>

○自然再生専門家会議
(3月19日)
<検討結果(案)への意見>

必要な措置への対応
(主務省庁)

自然再生基本方針見直し(案)の作成
(環境省)